

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和5年5月9日(2023.5.9)

【公開番号】特開2021-47394(P2021-47394A)

【公開日】令和3年3月25日(2021.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-015

【出願番号】特願2020-83754(P2020-83754)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30(2006.01)

10

G 09 F 9/30(2006.01)

C 09 J 7/38(2018.01)

C 09 J 201/00(2006.01)

G 02 F 1/1335(2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 09 F 9/30 3 4 9 E

C 09 J 7/38

C 09 J 201/00

G 02 F 1/1335 5 1 0

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年4月26日(2023.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

前面板と、第1粘着剤層と、偏光板と、第2粘着剤層と、背面板と、をこの順に備え、前記第1粘着剤層は、酢酸エチルに浸漬して溶出した成分のうち、重量平均分子量が10万以下である成分の割合が10質量%以上30質量%以下の光学積層体。

【請求項2】

前記第2粘着剤層は、酢酸エチルに浸漬して溶出した成分のうち、重量平均分子量が10万以下である成分の割合が10質量%以上30質量%以下の、請求項1に記載の光学積層体。

【請求項3】

前記第1粘着剤層を酢酸エチルに浸漬して溶出した成分のガラス転移温度、及び前記第2粘着剤層を酢酸エチルに浸漬して溶出した成分のガラス転移温度は、それぞれ-70以上-40以下である、請求項1又は2に記載の光学積層体。

40

【請求項4】

前記第1粘着剤層のゲル分率をR1(%)とし、前記第2粘着剤層のゲル分率をR2(%)としたときに、下記関係式：

$$R_1 < R_2$$

を満たす、請求項1～3のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項5】

前記第1粘着剤層のゲル分率は、65%以上95%以下の、請求項1～4のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項6】

50

前記第2粘着剤層のゲル分率は、60%以上95%以下である、請求項1～5のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項7】

前記第1粘着剤層は、(メタ)アクリル系樹脂、ゴム系樹脂、ウレタン系樹脂、エステル系樹脂、シリコーン系樹脂及びポリビニルエーテル系樹脂からなる群より選択されるベースポリマーを含む粘着剤組成物から形成され、

前記ベースポリマーは、ガラス転移温度が0℃を超えるモノマーに由来する構成単位の含有量が10質量%以下である、請求項1～6のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項8】

前記第1粘着剤層は、(メタ)アクリル系樹脂を含む粘着剤組成物から形成され、

前記第1粘着剤層における酢酸エチルに浸漬して溶出した成分のうち、重量平均分子量が10万以下である成分は、(メタ)アクリル系樹脂を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項9】

前記第1粘着剤層の厚みは、1μm以上50μm以下である、請求項1～8のいずれか1項に記載の光学積層体。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか1項に記載の光学積層体を含む表示装置。

【請求項11】

前記前面板側を内側にして屈曲可能である、請求項10に記載の表示装置。

10

20

30

40

50